

令和6年3月28日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

社会保障審議会医療分科会

会長 楠岡 英雄

特定機能病院の承認要件に関する意見

当分科会においてはこれまで、医療法（昭和23年法律第205号）及びその関係法令等の規定に基づき、特定機能病院の承認申請に係る審議を行ってきており、厚生労働大臣により現時点で88病院が特定機能病院として承認されている。

特定機能病院については、平成4年の制度発足以来、累次の制度改正が行われている。

一方で、更なる少子高齢化の進展、医療技術の高度化、医師の働き方改革の推進等により、医療を取り巻く状況はさらに大きく変化している。

厚生労働省においては、このような実態を踏まえ、下記の点につき適切に対応するよう要請する。

記

1 特定機能病院を称することができる大学附属病院の取扱いについて

大学附属病院は、医療の提供以外にも、医学生を含む人材の育成及び供給を行う機関としての役割や、医学の進歩に寄与する研究開発の推進の役割を求められる点で、他の医療機関とは一線を画すものであることから、特定機能病院を称する大学附属病院についても、その求められる機能について整理をすべきである。その際、1つの大学が複数の大学附属病院を有する場合の取扱いにおいて、各附属病院に求められる機能についても併せて整理するべきである。

2 高度の医療の要件の見直しについて

特定機能病院の承認の要件として医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に定められている「高度の医療を提供する能力を有すること」については、医療技術は年々高度化していることを踏まえ、時代に即した承認要件の設定について検討すべきである。

3 特定領域型の特定機能病院の承認要件の明確化について

がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する、いわゆる「特定領域型」の特定機能病院については、同病院に求められる承認要件が不明瞭であり、他の特定機能病院と比較して同水準の機能を果たしているのか、当分科会における議論において疑問が呈された。特定機能病院制度の趣旨に合致した機能を果たすよう、新たな承認要件を設定することも含めて、特定領域型の特定機能病院のあり方を検討すべきである。